住居が低所得地区と指定されている地域に住んでおらず、またこの書類の記入をしないと判断したり、無料、もしくは低価格食料給付の資格がないならば、ファミリーデーケアホームの子供の食料費は、低い階層の方の Tier II(第二階層給付)を受けることができます。しかし、住居が低所得地区に位置することから、Tier I と分類されていているならば、自分自身の子供の食料費の給付申請する場合以外は、このフォームの記入は必要ありません。低所得地区に住んでいるかどうかの確認は、提供団体にコンタクト願います。

全世帯へ：

USDA の世帯の定義は血縁、または血縁でない個人の集まりで、（寄宿舎や施設の住人のことではない）のひとつの家計単位として生活しているグループのことです（例：生活費を負担しあう）。よって、Meal Benefit Form で記入する所得は、世帯の全メンバーの総所得を収入源ごとに書かなければなりません。

所得は先月に各世帯メンバーがうけた総所得を収入源ごとに報告して下さい。もしも先月の所得が正確に反映されていない場合は、月の所得の予想額を出して下さい。変化が大きくない場合は、先月の所得をベースとして使っても結構です。世帯の添付の所得表をもとに、世帯人数と照らし合わせて所得が同じか、もしくは少ない場合は、高いレベルの給付を受けることができます。

所得が年内に高くなった時はこちらに連絡することが義務付けられています。世帯人数が減ったり、所得が月＄５０以上、または年＄６００以上増える場合は報告しなければなりません。フード・スタンプ、テンポラリー・アシスタンス・フォー・ニーディファミリー(TANF)、フード・ディストリビューション・オン・インディアン・レザベーション(FDPIR)ケース・ナンバーの給付を受けている証拠を添付するのであれば、給付を受けなくなったら、その旨を報告しなければなりません。また、失業したことによって給付資格の基準に入るようになった時も連絡しなければなりません。

Meal Benefit Form 記入情報の機密性：

記入された情報を基に Tier I の給付を受ける資格が有るかどうかが決定されます。子供の栄養、健康、教育プログラムのからの給付を受けることができるかどうか検討するために、そちらの事務局に情報連絡するかもしれません。

プログラム差別条項:

米国農務省(USDA)は、全てのプログラムと活動において人種、肌の色、生まれ、性別、年齢、身体障害の理由で差別をすることは禁じています。プログラムの情報を、障害を持っていることによって他の手段で入手する必要のある人は（点字、拡大文字、音声テープ等）USDA の TARGET センターの (202) 720-2600 (ボイスと TDD)までコンタクトして下さい。